

令和 7 年度第 1 3 回総会（月例）議事録

日 時	令和 8 年 3 月 2 7 日（金） 午前 1 0 時開会
場 所	市役所みなと大通り別館 6 階 ソーホーかごしま会議室
出 席 委 員 （ 1 9 名 ）	仮屋 幸孝（会長） 永尾 寛（会長代理） 鳩宿 隆雄（運営委員） 有村 伊智博 内 たみ子 奥 賢一 押領司 美和子 黒沢 佐和美 國生 謙 迫 智子 鳥丸 俊秀 中村 敬志 浜田 春義 林 大史 平原 隆一 枇榔 稔 福永 大悟 穂満 和廣 室屋 智美
欠 席 委 員 （ 0 名 ）	
事 務 局	事務局長 種村 主 幹 竹之内 支局主任 山崎、陣ヶ尾、小山田、山下、川島、濱畑、小村、栗須 専門員 東中川、高山、吉満、折田、渡邊、福元 主 査 迫、上崎 主 任 指宿、山口、矢崎、米倉、真方 主 任 綽 主 査 松元
農 政 総 務 課 農 地 整 備 課	
議 題	1 農地法第 3 条許可申請に関する件 2 農地転用事業計画変更に関する件 3 農地法第 4 条許可申請に関する件 4 農地法第 5 条許可申請に関する件 5 非農地認定に関する件 6 農用地利用集積等促進計画に関する件 7 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 8 地域計画に係る意見書に関する件 9 土地改良法に基づく換地計画に対する同意に関する件 10 令和 8 年度最適化活動の目標設定等(案)に関する件
報 告 事 項	1 法務局から照会のあった農地等の現況について 2 農地法第 3 条の 3 届出専決に関する報告について 3 農地法第 4 条・ 5 条届出専決に関する報告について 4 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知に関する報告について 5 農用地利用集積等促進計画に関する報告について 6 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について

議 長 谷 山 支 局 松 元 支 局 議 長	開 会（午前１０時） 定刻になりましたので、ただいまから、令和７年度第１３回総会を開催いたします。 まず、議案の修正がありますので、事務局より報告をお願いします。 資料の修正についてお知らせです。 部会資料７ページをお開き下さい。 議題４「農地法第５条許可申請に関する件」番号２は、議案書発送後取り下げの申し出がありましたので削除をお願いいたします。 それに伴い、表紙の修正をお願いします。 議題４「農地法第５条許可申請に関する件」の件数を１３件を１２件に修正をお願いします。 議案書の訂正をお願いいたします。 議案書１０ページ議題第４号 農地法第５条許可、番号１０の周囲の状況についてですが、西・南が宅地となっておりますが、正しくは、西は貸人畑、南は宅地です。 訂正をお願いいたします。 本日の出席委員数について報告いたします。 １９人中１９人の出席で、全員の出席でございますので、会は成立いたしております。 次に、議事録署名者を決めなければなりません、私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。 （異議なしの声） それでは、永尾委員、浜田委員をお願いいたします。 今回は、会長の依頼により、農政総務課と農地整備課の担当者に出席していただいております。 議題の審議に入って参ります。
---	--

議 題	
議題 1. 農地法第 3 条許可申請に関する件 1 ページ～ 4 ページ 1 4 件	
議 長	議題 1. 「農地法第 3 条許可申請に関する件」を審議します。 まず、本局、1 2 番委員お願いします。
1 2 番 委 員	ご報告します。 番号 1 号、申請事由：労力不足、新規就農、権利の種別：所有権移転、売買。 番号 2 号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。 この件について、補足説明いたします。 譲受人は、現在の経営農地はありませんが、2 0 年以上の農作業経験があるため、新規就農には該当しません。 以上です。
議 長	次に、谷山、2 番委員お願いします。
2 番 委 員	ご報告します。 番号 3 号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。 この件について、補足して説明します。 譲受人は、現在の経営農地はありませんが、7 年以上の耕作経験があることから、新規就農には該当しません。 以上です。
議 長	次に、伊敷、1 9 番委員お願いします。
1 9 番 委 員	ご報告します。 番号 4 号、労力不足、新規就農、所有権移転、売買。 番号 5 号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 番号 6 号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 以上です。
議 長	次に、吉野、1 1 番委員お願いします。
1 1 番 委 員	ご報告します。 番号 7 号、農業廃止、相手要望、所有権移転、売買。 この件について、補足説明いたします。 譲受人は、現在の経営農地はありませんが、親の農地の耕作を手伝う等して、1 0 年以上の農作業経験があるため、新規就農には該当しません。 番号 8 号、農業廃止、規模拡大、所有権移転、売買。 番号 9 号、相手要望、新規就農、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、吉田、1 0 番委員お願いします。

1 0 番 委 員	ご報告します。 番号 1 0 号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 番号 1 1 号、農業廃止、規模拡大、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、喜入、1 7 番委員お願いします。
1 7 番 委 員	ご報告します。 番号 1 2 号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、松元、1 6 番委員お願いします。
1 6 番 委 員	ご報告します。 番号 1 3 号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。 番号 1 4 号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 別冊資料 1 にありますように、今回の第 3 条案件の全ては、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 ご意見、ご質問もないようですので、議題 1. 「農地法第 3 条許可申請に関する件」1 4 件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。
議題 2. 農地転用事業計画変更に関する件 5 ページ 1 件	
議 長	次に、議題 2. 「農地転用事業計画変更に関する件」を審議します。 議題 3. 「農地法第 4 条許可申請に関する件」松元の番号 3 号の案件が、この事業計画変更に関連するので併せて、審議していただききたいと思います。 松元、1 6 番委員お願いします。

1 6 番 委 員	ご報告します。 番号1号、変更前：建築条件付土地4区画969.10㎡、変更後：宅地分譲5区画969.10㎡、申請事由：当初計画は特定建築条件付4区画で計画をしていたが、宅地分譲5区画に計画変更することにより、売却しやすい環境を整え、収益増加及び経営安定化を図る。権利の種別：所有権移転、許可日：令和8年1月28日、許可番号：農委第0785-21号。 番号1は6ページの第4条 番号3と関連がありますので、併せて読み上げさせていただきます。 6ページをお願いします。 番号3号、用途・施設：宅地分譲5区画969.10㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…私道、西…別件5条申請地、南…市道、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…私道側溝。 以上です。
議 長	ただいま、調査員から説明がありました。 今回の第4条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 ご意見、ご質問もないようですので、議題2.「農地転用事業計画変更に関する件」1件につきましては、原案どおり承認するものと決定いたします。 また、議題3.「農地法第4条許可申請に関する件」番号3号につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。
議題3. 農地法第4条許可申請に関する件 6ページ 3件	
議 長	次に、議題3.「農地法第4条許可申請に関する件」を審議します。 議題4.「農地法第5条許可申請に関する件」谷山の番号5号の案件が、この第4条許可申請に関連するので併せて、審議していただききたいと思います。 先ほど松元の1件につきましては、議題2.「農地転用事業計画変更に関する件」と併せて審議しておりますので、それ以外の2件について審議していただききたいと思います。 谷山、2番委員をお願いします。

2 番 委 員	ご報告します。 番号1号、用途・施設：住家1棟131.45㎡、庭敷地等433.04㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…県道、西・南…他人田、北…宅地、境界…ブロック積、コンクリート擁壁、雨水…県道側溝、汚水…合併浄化槽。 この件について、補足して説明します。 申請人は、県道拡幅工事に伴い、自宅を建て替えるもので、転用面積の上限500㎡を64.49㎡超過しますが、分筆して農地として残したとしても、有効活用できないことから、やむを得ないものと判断いたしました。 番号2号、通路144.00㎡、東…市道、西…本人畑、南…別件5条申請地、北…里道、境界…ブロック積、雨水…里道側溝。 番号2は資料8ページの第5条番号5と関連がありますので、併せて読み上げます。 8ページです。 番号5号、用途・施設：住家1棟127.90㎡、庭敷地等354.10㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…市道、西…渡人畑、南…宅地、北…別件4条申請地、境界…ブロック積、雨水…里道側溝、汚水…合併浄化槽、権利の種別：所有権移転、売買。 この2件に関しましては、補足して説明します。 第4条番号2は、必要な手続きを経ずに、当該地を平成19年ごろから通路として使用していたことから、今回始末書添付のうえ申請されたものです。 代理人を通じて、転用等を行う場合は、農地法の許可を受けなければならないこと、今後は、このようなことのないよう指導いたしました。 また、5条番号5の雨水は、北側の別件4条申請地に隣接している里道側溝へ流します。 以上です。
議 長	ただいま、調査員から説明がありました。 今回の第4条、第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 ご意見、ご質問もないようですので、議題3.「農地法第4条許可申請に関する件」の2件及び、議題4.「農地法第5条許可申請に関する件」番号5号につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。

議題４．農地法第５条許可申請に関する件 ７ページ～１０ページ １２件	
議 長	次に、議題４．「農地法第５条許可申請に関する件」を審議します。 先ほど谷山の１件につきましては、議題３．「農地法第４条許可申請に関する件」と併せて審議しておりますので、それ以外の１１件について審議していただききたいと思います。 まず、谷山、２番委員お願いします。
２ 番 委 員	ご報告します。 番号１号、用途・施設：住家１棟７２．８７㎡、庭敷地等２７１．１３㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…水路、西…宅地、他人畑、南…農道、宅地、北…宅地、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、汚水…公共下水道、権利の種別：所有権移転、売買。 番号３号、宅地分譲２区画４４４．００㎡、東・北…渡人田、西…他人田、南…農道、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。 番号４号、宅地分譲１区画３３０．００㎡、東・北…他人畑、西…宅地、南…農道、境界…ブロック積、雨水…農道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、伊敷、１９番委員お願いします。
１ ９ 番 委 員	ご報告します。 番号６号、資材置場４９０．００㎡、東…山林、雑種地、西…宅地、南…原野北…市道、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、吉野、１１番委員お願いします。
１ １ 番 委 員	ご報告します。 番号７号、資材置場６．００㎡、転回場等３０．００㎡、東…市道、西・北…山林、南…県道、境界…土留、雨水…自然流下、使用貸借権。 番号８号、資材置場６．００㎡、転回場等５０．００㎡、東・北…里道、西…市道、南…県道、境界…土留、雨水…自然流下、使用貸借権。 以上です。
議 長	次に、桜島、６番委員お願いします。
６ 番 委 員	ご報告します。 番号９号、通路１４９．００㎡、東…市道、西…宅地、他人畑、南…宅地、渡人畑、北…受人畑、境界…ブロック積 雨水…自然流下、所有権移転、贈与。 以上です。

議 長	次に、松元、16番委員お願いします。
16番委員	ご報告します。 番号10号、農業用倉庫1棟108.00㎡、駐車場99.00㎡、転回場等515.00㎡、東…宅地、市道、西…貸人畑、南…宅地、北…宅地、他人畑、境界…土留、雨水…自然流下、使用貸借権。 この件について補足説明します。 申請地の農地区分は「農用地区域内農地」であるため、転用は原則不許可ですが、令和8年2月に用途区分変更済みであり、不許可の例外である農用地利用計画指定用途に供する場合に該当するため、転用許可はやむを得ないと判断しました。 なお、申請地は、転用許可を受けないまま農業用倉庫敷地としてすでに利用されていたことから、今回始末書添付のうえ申請するものです。 申請人には、転用許可を行う場合は農地法の許可を受けなければならないことと、今後このようなことがないように指導しました。 番号11号、宅地分譲1区画1,236.00㎡、東・北…他人畑、西…他人畑、宅地、私道、南…宅地、境界…ブロック積、雨水…私道側溝、污水…合併浄化槽、所有権移転、売買。 この件につきまして、補足してご説明申し上げます。 申請地は松元支所から北東へ約3.2kmに位置する、特定土地改良事業等の施行区域内にある「第一種農地」です。 第1種農地は原則として農地転用することはできませんが、第1種農地の不許可の例外である、農地法施行規則第33条第4号の「集落接統施設」に該当することから、今回の転用許可はやむを得ないと判断しました。 番号12号、宅地分譲6区画1,653.61㎡、東…別件4条申請地、宅地、西・南…市道、北…山林、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、所有権移転、売買。 番号13号、資材置場390.00㎡、駐車場30.00㎡、通路等838.00㎡、東・西…里道、南…他人畑、北…市道、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。 以上です。

議	長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、番号10号は、農用地区域内農地、番号11号は、第1種農地、それ以外は全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 ご意見、ご質問もないようですので、議題4.「農地法第5条許可申請に関する件」11件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。 但し、農用地区域内農地である番号10号、第1種農地である番号11号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。
議題5. 非農地認定に関する件 11ページ～13ページ 5件		
議	長	次に、議題5.「非農地認定に関する件」を審議します。 まず、本局、12番委員お願いします。
12番委員		ご報告します。 番号1号、調査結果：1241、1246：雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。1272・1273合併、1274-1：杉、雑木・コサン竹自然繁茂、約30年経過、現況山林。1304-5：住家1棟、29年経過、現況宅地。 以上です。
議	長	次に、谷山、2番委員お願いします。
2番委員		ご報告します。 番号2号、調査結果：3572、3584-2、3584-3、3584-ニ、3584-ハ、3584-ホ、3584-ロ：雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。5505：孟宗竹自然繁茂、約60年経過、現況山林。 以上です。
議	長	次に、伊敷、19番委員お願いします。
19番委員		ご報告します。 番号3号、調査結果：雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。 番号4号、調査結果：杉、雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。 以上です。
議	長	次に、吉野、11番委員お願いします。

1 1 番 委 員	ご報告します。 番号 5 号、調査結果：杉、唐竹・雑木自然繁茂、約 3 0 年経過、現況山林。以上です。
議 長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 ご意見、ご質問もないようですので、議題 5.「非農地認定に関する件」5 件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。
議題 6. 農用地利用集積等促進計画に関する件 別冊資料 2 2 4 件	
議 長	次に、議題 6.「農用地利用集積等促進計画に関する件」を審議します。別冊資料 2 です。 事務局から説明をお願いします。
事 務 局	議題 6.「農用地利用集積等促進計画に関する件」について説明します。 令和 8 年 6 月 1 日から契約開始予定の農用地利用集積等促進計画で、全て一括契約となります。 1 ページをご覧ください。集計表になります。 賃貸借権 2 0 筆、2 0, 1 3 6. 0 0 m²、使用貸借権 2 3 筆、1 6, 8 7 8. 0 0 m²、合計 2 4 件、4 3 筆、3 7, 0 1 4. 0 0 m²となっております。 2 ページから 4 ページが令和 8 年 6 月 1 日から契約開始予定の一覧表になります。 設定する利用権の詳細及び借受人の農業経営の状況については、5 ページから 6 0 ページに記載がございますので、お目通しをお願いいたします。 以上です。
議 長	ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。 〔「1 1 番委員」挙手あり〕 はい、1 1 番委員どうぞ。
1 1 番 委 員	1 1 ページの農地の特記事項にビニールハウス設置予定と書いてありますが、存続期間が 3 年となっております。長期に渡る貸借がビニールハウスの場合必要かなと思いますが、期間について教えてください。

喜 入 支 局	ビニールハウスについては、来年度、補助を利用して建てる予定ということになっているので、今回、ビニールハウス設置予定と記載しております。期間につきましては、まだ正式に設置するという状況が確定ではないということで、一応3年ということになっております。 以上です。
1 1 番 委 員	わかりました。
議 長	ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 ご意見、ご質問もないようですので、議題6.「農用地利用集積等促進計画に関する件」24件につきましては、原案どおり承認することに決定いたします。
議題7. 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 別冊資料3 1件	
議 長	次に、議題7.「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料3です。 松元、16番委員お願いします。
1 6 番 委 員	ご報告します。2ページです。 3. 変更後の用途、一般住宅 4. 現況、申出地は、四元町外園地区にあり、松元支所から南南東へ約3.0kmに位置し、東側は市道、西側は他人畑・宅地、南側は渡人畑、北側は宅地に接している。 5. 農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。 転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮して下さい。 以上です。
議 長	ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 ご意見、ご質問もないようですので、議題7.「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」1件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。

議題 8. 地域計画に係る意見書に関する件 別冊資料 4 3 件	
議 長	次に、議題 8.「地域計画に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料 4 です。 農政総務課から説明をお願いします。
伊 敷 支 局 主 任	別冊資料 4 の 3 ページをお開きください。 小山田町（中ノ甲、稲村）の地域計画の主な変更内容です。 1. 地域農業の将来の在り方や担い手への集積状況等。 特に変更はありません。 2. 目標地図 変更内容は除外で、小山田町 9 0 6 8 - 4、1 4 3 m ² です。 これは、携帯の通信基地局を設置するということで、除外する予定です。 3. 変更予定日 令和 8 年 4 月 2 4 日 なお、この地域計画の詳細につきましては、7 ページから 1 4 ページに記載してありますので、お目通しください。 以上です。
農 政 総 務 課	4 ページをお開きください。 ここで、資料の修正をお願いします。 四元（田）となっておりますが、四元（畑）に修正をお願いします。 それでは、四元（畑）の地域計画の主な変更内容です。 1. 地域農業の将来の在り方や担い手への集積状況等。 特に変更はありません。 2. 目標地図 変更内容は除外で、四元町 1 2 2 4 - 1、6 1 4 m ² です。 これは、先ほどの議案に出てきた地番と同じで、除外するということです。 3. 変更予定日 令和 8 年 4 月 2 4 日 なお、この地域計画の詳細につきましては、1 5 ページから 2 1 ページに記載してありますので、お目通しください。 以上です。

郡山支局主任	5 ページをお開きください。 東俣 2 の地域計画の主な変更内容です。 1. 地域農業の将来の在り方や担い手への集積状況等。 区域内の農用地等面積が 9. 8 h a から 1 0. 0 h a に増加し、現状の集積率が 1 4. 6 % から 2 3. 5 % に増加しています。担い手への集積及び担い手が耕作する農地の編入によるものです。 2. 目標地図については、川田町 1 3 4 5 - 1 外 4 筆の担う者の設定、川田町 1 3 2 6 外 1 1 筆が新たに編入されています。 令和 8 年 4 月 2 4 日 なお、この地域計画の詳細につきましては、2 3 ページから 2 7 ページに記載してありますので、お目通しください。 以上です。
議 長	ただいま、農政総務課から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 議題 8. 「地域計画に係る意見書に関する件」3 件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。
議題 9. 土地改良法に基づく換地計画に対する同意に関する件 別冊資料 5 1 件	
議 長	次に、議題 9. 「土地改良法に基づく換地計画に対する同意に関する件」を審議します。別冊資料 5 です。 農地整備課から説明をお願いします。

農 地 整 備 課	それでは、団体営村づくり交付金事業吉野地区井上の換地計画につきまして、ご説明させていただきます。 農地整備課の北原です。どうぞよろしくお願いいたします。 まず、井上ほ場の位置についてご説明いたします。資料の1ページをご覧ください。位置図の中央部分縦断方向に九州自動車道がございます。井上ほ場は、九州自動車道の吉田インターと緑ヶ丘団地の間のピンクで着色した箇所になります。 続きまして、2ページをお開きください。 換地設計書の『団地計画の内容』でございますが、まず、『関係農家数』が61戸。次に『団地数』とありますが、『団地数』とは、隣接する土地が同一所有者である場合、土地が数筆あっても、1団地として計上しております。また、『従前の土地』は工事する前の、『換地』は工事後の団地の数となります。 以上を踏まえまして、『従前の土地』は77団地で、『換地』は63団地でございます。 次の『集団化率』とありますが、『集団化率』とは、点在していた農地を集約した度合いのことを表し、87.5%となっております。 次の『1団地当たりの面積』ですが、農地面積を団地数で割ったものであり、『従前の土地』が1,163㎡、『換地』が1,115㎡となります。 下に移りまして、『換地処分等の時期』でございますが、『換地計画にかかる土地改良事業の工事完了時期』は、令和4年3月に終わっております。『換地処分時期』は、令和8年6月を予定しています。 3ページをお開きください。 2の『地区総計表』についてご説明申し上げます。 表の左の欄『従前の土地』としましては、『田』が129筆の89,576㎡でございましたが、ほ場整備を行った結果、表の右の欄『換地又は換地処分後の土地』としまして、『田』が65筆の70,255㎡となっております。 4ページをお開きください。引き続き、2の『地区総計表』についてご説明申し上げます。 表の左の欄『従前の土地』としましては、『道路』や『水路』はございませんでした。ほ場整備を行った結果、表の右の欄『換地又は換地処分後の土地』としまして、新しく築造された『道路』が14筆の7,934㎡、同じく『水路』が8筆の796㎡でございます。 5ページにつきましては、農家番号と所有者名簿でございますので、後ほどお目通しをお願いします。 6ページは、工事前の図面になります。 各筆の円の中に文字が書いてございますが、下段の数字が農家番号、上段の数字が団地数になります。ご覧のとおり、不正形な土地が多く、また、道路や水路がない状況でした。 7ページは工事後の図面となります。 土地が整形され、道路や水路も整備され、利用しやすい状況になっております。この吉野地区井上の換地計画につきましては、2月25日水曜日の午後2時からっ川上町清泉会館におきまして、権利者会議を開催しました。権利者の方々、総数62名に対しまして、出席者、委任者及び書面議決者は52名で、議長を除く出席者全員の賛同をいただいております。
-----------	---

	最後になりますが、今後のスケジュールにつきましては、農業委員会から今回の換地計画に対する同意をいただきました後に、鹿児島県に対しまして換地計画の認可申請を行い、7月頃に換地処分公告を行いたいと考えております。 なお、換地処分後に、7ページの図面のとおりに法務局へ登記され、吉野地区井上のほ場整備が完了することとなります。 以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。
議 長	ただいま、農地整備課から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「3番委員」挙手あり〕 はい、3番委員どうぞ。
3 番 委 員	この場所は、高速道路の料金所の下側ですか。
農 地 整 備 課	その通りです。
3 番 委 員	わかりました。
議 長	他にご意見・ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 議題9.「土地改良法に基づく換地計画に対する同意に関する件」1件につきましては、原案どおり同意することに決定いたします。
議題10. 令和8年度最適化活動の目標設定（案）に関する件 別冊資料6	
議 長	続きまして、議題10.「令和8年度最適化活動の目標設定（案）に関する件」を審議します。別冊資料6です。 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局	議題１０「令和８年度最適化活動の目標設定等（案）に関する件」についてです。 毎年、最適化活動の目標設定を定めることになっており、３月末の実績をもとに４月末を目途に８年度の目標の設定をするということになっております。 現時点ではまだ３月末までの実績が固まっていないため、今月の総会においては現時点で記入できる分についてお示しし審議いただき、４月以降の総会で再度完全版を協議していただく形になります。 それでは、まず別冊資料６の１ページをご覧ください。 １農業委員会の状況の１農業委員会の現在の体制につきまして、７年４月２９日から新体制となっていることから、７年度記載の数字から変更となっております。 次に２ページ、最適化活動の目標をご覧ください。 １ 最適化活動の成果目標（１）農地の集積の②目標のところです。 今年度（８年度）の新規集積面積について１９．０ｈａと設定しております。 これは、県の方から各市町村に対しまして、新規集積面積の目安というものの指示が定められてきていますが、その数値を記入しております。 次に３ページ２最適化活動の活動目標（１）推進委員等が最適化を行う日数目標は、７年度と同じく１人当たり活動日数１０日としております。 （２）活動強化月間の設定目標についても、７年度と同様農地パトロールを２回と農地リレーションシップ活動を設定しております。農地パトロールの時期については、例年８月と９月に設定しておりましたが、最近の酷暑等の気象状況を鑑み、８年度は７月と９月と設定しております。実際の活動としては７月から９月にかけて都合のいい日時に２回行うということになるかと思えます。 その他、空欄部分につきましては、先ほど申し上げましたとおり３月末の実績が確定して４月以降に数字が入ることになりますので、またその時期に完成版をお示ししたいと思えます。 以上です。
議長	ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。 〔「１３番委員」挙手あり〕 はい、１３番委員どうぞ。
１３番委員	１ページの農業委員数の実数が、内訳と合わないのはなぜですか、
事務局	これは、女性で認定農業者の方とか、女性で中立委員などという重複があります。合計２１になりますが、両方に該当する方がいらっしゃるの、実数が合わないところでございます。
１３番委員	わかりました。

議 長	他にご意見・ご質問等はありませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、議題１０．「令和８年度最適化活動の目標設定（案）に関する件」につきまして、原案どおり、承認することに決定いたします。 議題の審議は以上です。 続きまして、報告事項に入ります。
-----	--

報 告 事 項		
1. 法務局から照会のあった農地等の現況について 14ページ～15ページ 2件		
議 長		次に、報告事項1「法務局から照会のあった農地等の現況について」 まず、谷山、2番委員お願いします。
2 番 委 員		報告します。14ページです。 照会日：令和8年2月16日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和8年2月27日 鹿児島地方法務局へ報告済。
議 長		次に、伊敷、19番委員お願いします。.
1 9 番 委 員		報告します。15ページです。 照会日：令和8年3月5日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和8年3月18日 鹿児島地方法務局へ報告済。
2. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 16ページ～18ページ 13件		
3. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 19ページ～24ページ 16件		
4. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 25ページ～27ページ 6件		
5. 農用地利用集積等促進計画に関する報告について 28ページ～33ページ 9件		
議 長		次に、報告事項2「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項3「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 報告事項4「農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について」 報告事項5「農用地利用集積等促進計画に関する報告について」 事務局の報告をお願いします。
事 務 局		16ページをお開き下さい。 報告事項2 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。 この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は13件です。 登記地目別では、田8筆、5,467.00㎡、畑18筆、11,791.00㎡となっております。取得した事由別数は、相続が13件、権利の種別は、所有権が13件。農業委員会によるあっせん等は、有が1件、無が12件となっております。 17ページから18ページは、農地法第3条の3関係の内容です。 お目通しをお願いいたします。

事 務 局	次に、１９ページをお開き下さい。 報告事項３ 農地法第４条・第５条届出専決に関する報告の集計表です。 これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。 転用目的別では、第４条関係では、上から順に一般住宅が１件、その他が１件、合計２件となっております。 第５条関係では、上から順に一般住宅が８件、駐車場１件、資材置場が１件、店舗等が１件、合計１４件となっております。 ２０ページは、４条関係２件、２１ページから２４ページは、５条関係１４件の内容です。お目通しをお願いいたします。
事 務 局	次に、２５ページから２７ページをお開き下さい。 報告事項４ 農地法第１８条第６項の規定による通知に関する報告についてです。 谷山地区で２件、伊敷地区で１件、松元地区で３件、合意解約の通知が出ております。 お目通しをお願いいたします。
事 務 局	次に、２８ページをお開き下さい。 報告事項５ 農用地利用集積等促進計画に関する報告についてです。 これは、先に開催した総会において、「同計画に係る意見書に関する件」として、審議いただいた件について、県知事の認可があったことを報告するものです。 右側の一番下になります。 賃貸借権２件、８筆、６，６７８．００㎡、使用貸借権７件、１７筆、１２，３５３．００㎡、合計９件、２５筆、１９，０３１．００㎡です。 ２９ページから３３ページは、農用地利用集積等促進計画の内容です。お目通しをお願いいたします。
６．「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について 別冊資料６ １４０件	
事 務 局	報告事項６ 「「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について」報告いたします。 別冊資料６ ご覧下さい。 先月の地区推進協議会等で計１４０筆１０５，２１８㎡の非農地判断を実施して頂いております。 実施結果に基づきまして、備考欄の通知日に所有者へ通知書を送付しております。関係部署については総会終了後に通知する予定です。内容につきましては、お目通しをお願いいたします。

議 長	ありがとうございました。 本日の議事は、全て終了しました。 (議事終了：午前１０時５０分) ここで、皆様にご案内します。４月１日付けの人事異動に伴いまして、事務局職員の異動内示がございました。事務局より報告をお願いします。
事 務 局	それでは、令和８年４月１日付け職員の人事異動等についてご報告いたします。まず、退職者になります。 吉田支局の米倉主任が、３月３１日をもって退職されます。 (異動内示職員報告)
議 長	ありがとうございました。 吉田の米倉主任におかれましては、３月末をもって退職されることになっております。一言ご挨拶をいただきたいと思います。 (米倉主任挨拶終了後) ありがとうございました。長い間、市政に尽力いただき大変お疲れ様でした。 続きまして、事務局から何か連絡事項等はございませんか。
事 務 局	・令和８年度第１回総会（月例）開催日時は、 ４月２８日（火）午前１０時開会 教育総合センター２階 女性会館
議 長	以上で、本日の総会を終了いたします。 閉 会（午前１０時５５分）